

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1

告 示

保安林予定森林の指定通知(一〇一五)一〇一九・森林整備課).....1

秋田県告示第千十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 河辺郡河辺町神内字奥出沢二二の一、二二の二、一六(次の図に示す部分に限る。)、三内字岩谷袋二六の一、五〇の一、五〇の二、六七の一、六八の一、岩見字桃ノ木沢二三の一、二三の七

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥出沢二二の一、二二の二、一六(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

(一) 河辺郡雄和町平尾鳥字藤森五八の一、五八の二、五八の四、字長滝九〇の一、九一の一

(三) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第千十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 仙北郡協和町荒川字板井沢山七の七、七の九、七の二八、西仙北町土川字小杉山沢ノ内明光沢一の六、字小杉山沢一九、二〇の一

(三) 指定の目的 水源のかん養 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

(一) 仙北郡西仙北町円行寺字大平沢二一の六、二一の二四、字五枚田ノ沢六の一、

(三)(二) 南外村字物渡山六の一、六の三、字金助沢八、一一、一二の二
指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字物渡山六の三・字金助沢八(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡協和町峰吉川字峰吉川四〇

(三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第千十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡比内町谷地中字上弥助五の一、五の三、六の一、七の一、八の一、九

の一、字板子塚八六の二、田代町岩瀬字自名市七四、字前田茂の木三三の一から二三の三まで、二七の二、上小阿仁村沖田面字上南沢の一、二の一、由利郡由利町町村字西由利原六の一五、六の一九から六の二二まで、六の二四から六の二八まで、二八、三四、四一、四八、五六、一四五、一五五、一五六、一六六の一(次の図に示す部分に限る。)、一九六の二
指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上南沢二の一・字西由利原三四・四一・一四五・一五五・一五六・一九六の二(以上七筆)について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

由利郡岩城町上蛇田字ラカタ二八の一、三六、三九の一、四〇、七五、一二九の四、一二九の二五、一二九の二五、由利町小菅野字小菅野前山七、一三、一五、一七の一、一八、一九、二七、字上面間ヶ沢一六の一、一七の一、一八、陣ヶ森字大沢口四三、九八の一、九九、一〇一、一〇三、一〇四、一〇五の一、飯沢字湯ノ沢七、八の二、九、一四、二二、三五の二、三九、四一、四一の六、字花見館二の二、三から五まで、六の一、六の二、字飯沢四、六の二、七の一、七の二、一一、大内町羽広字糠塚一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一三、一一五、一一六、字念佛橋一四三、字稲子沢六三の一、由利町小菅野字鬼ヶ沢台二の一、二の三から二の五まで、字林ノ内二二の一から二二の三まで、二三、二六、二八の一、二八の二

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ラカタ三九の一(次の図に示す部分に限る。)、四〇、一二九の四・一二九の一五・字小菅野前山七・一五・一七の一(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。)、字上面間ヶ沢一六の一、一七の一、一八、字大沢口九

八の一・九九・一〇一・一〇三・一〇四・一〇五の一・字湯ノ沢七・八の二
 ・一四・二二・三五の二・四一・四一の六・字花見館三から五まで・六の一
 ・六の二・字飯沢七の二・一一・字糠塚一〇九・字鬼ヶ沢台二の四・二の五
 (以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。)、字林ノ内二二の二か
 ら二二の三まで、二三、二六・二八の一・二八の二(以上三筆について次の
 図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡田代町岩瀬字大川目元渡四の一三三、由利郡東由利町黒淵字深山三

(三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部
 森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び由利地域振興局農林部並びに関係町村役場
 に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第千十八号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法
 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 保安林予定森林の所在場所

山本郡藤里町太良鉾山字太良一八五の一(次の図に示す部分に限る。)、一八
 五の四、一八五の二から一八五の一五まで、一九二の一、一九二の三、藤琴字

藤琴沢二一六

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

山本郡二ツ井町切石字八木山三三から三六まで、四二の一、四三、能代市母体
 字沼ノ沢四〇

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字八木山三三から三六まで・四二の一・四三・字沼ノ沢四〇(以上七筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所
 能代市中沢字下中沢五三(次の図に示す部分に限る。)、五五、字奥ノ沢一、
 一六、二〇、二二、二四、字中沢一四二、一四三の一、一四三の二、一四四・一
 四五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

